肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領

平成 28 年 4 月 21 日付け 28 生畜第 76 号承認
一部改正　令和 4 年 5 月 24 日付け 4 年度発中畜第 1382 号承認
一部改正　令和 4 年 5 月 30 日付け　肉改協発第 16 号

肉用牛改良情報活用協議会（以下「肉用牛協議会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）ならびに畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。）及び公益社団法人中央畜産会の基金管理業務方法書ならびに事業実施手続き等に関する規程に基づき、肉用牛の振興のために繁殖性の向上等を図るための事業を実施することとし、その実施に当たってはこれら要綱等で定めるもののほか、この繁殖性等向上対策事業実施要領（以下「協議会要領」という。）に定めるところによるものとする。

第１　定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

１　畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体（都道府県、市町村）、農業協同組合、農業協同組合連合会、外部支援組織（コントラクター、TMR センター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）その他の関係者が参画し設立する協議会であって、協議会要領で定める要件を満たすものをいう。

２　畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあっては、それぞれの都道府県知事）により農林水産省畜産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。」）をいう。

３　取組主体

畜産クラスター協議会の構成員である県域団体等であって、肉用牛協議会が行う公募において選定された組織をいう。

４　基金管理団体

公益社団法人中央畜産会をいう。

第２　畜産クラスター協議会の要件

１　運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

２　畜産を営む者の他、２者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

第３　畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画の基準は、次のとおりとする。

１　次の全ての項目が記載されていること

（１）畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割

（２）畜産クラスター計画の目的

（３）畜産クラスター協議会の取組内容

（４）畜産クラスター協議会の行動計画

（５）畜産クラスター計画の取組により期待される効果

２　生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること。

３　畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。

４　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の３第１項の規定に基づく都道府県計画等と整合が図られていること。

５　畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。

（１）取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること。

（２）協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること。

（３）取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること。

（４）本事業を含む国庫補助事業の実施の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること。

（５）取組主体による取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、取組主体以外の者との連携が継続的に行われるものである

こと。

第４　取組主体の要件

本事業における取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員若しくは畜産クラスター協議会の構成員から成る１のいずれかの団体であって、２から５を満たすものとし、かつ肉用牛協議会が行う公募において選定された組織であることとします。

１　取組主体の対象者

（１）事業協同組合

（２）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）

（３）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において畜産の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。）

（４）農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）

（５）３戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、次のア及びイの要件を満たすもの

ア　組織及び運営について規約を定めていること。

イ　事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有していること。

２　畜産クラスター計画の達成に向け、本事業により受益する構成員の取組を取りまとめ、収益力の向上に取り組むこと。

３　地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図り又は図る見込みであること。

４　将来にわたり、畜産クラスター協議会のうち畜産クラスター計画に基づき第３の取組を行う肉用牛経営を営む構成員(以下「構成員」という。)に対し、技術指導等を継続して行うこと。

５　畜産クラスター計画の目的の実現のために行う取組が、取組主体以外の者との継続的な連携により行われるものとして位置づけられていること。

第５　事業の内容

肉用牛協議会は次に掲げる事業を行うものとする。

１ 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上

牛群管理情報を利活用するための体制整備

事業実施計画に基づき肉用牛協議会が行う、牛群管理情報の利活用を推進するための検討会や情報交換会、新技術を活用した牛群管理の実態調査の取組

２　飼養管理技術の高度化

（１）　効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

ア　畜産技術の実証・普及

取組主体が、地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及の取組への支援

イ　繁殖性の向上

取組主体が、雌牛に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により受胎率向上を図る取組や、早期の妊娠診断等を行うための機械及び装置等を導入し、空胎期間の短縮等を図る取組への支援

ウ　子牛の損耗低減対策

取組主体が、子牛、育成牛等に対する血液検査によりその健康状態を把握し、飼料の栄養バランスを調整すること等により損耗率の低減を図る取組や個別管理に必要な哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率の低減を図る取組への支援

エ　肥育用雌牛等を用いた増頭対策

取組主体が、肥育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し、当該雌牛等から和子牛を生産させるための取組への支援

オ　事業推進

事業実施計画に基づき肉用牛協議会が行う、ア～エまでの取組を円滑に推進するための取組

第６　事業の要件

１　対象となる肉用牛

５の１の取組の対象は、繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種その他肉専用種（乳用種との交雑種は含まない。）の雌牛とする。

２　効率的な生産体系の確立に向けた技術支援

（１）５の２の（１）のイの取組については、農水省要領別紙７別添１－２の１の（２）のアによって養成された技術者又はそれに相当する技術を有する畜産技術者による指導の下で実施するものとする。

（２）５の２の（１）で整備した機械及び装置等は、取組主体の構成員に貸し付けることができる。この場合においては、以下の要件を満たすものとする。

ア　一定期間（原則として５年以内）貸し付けた後に構成員に譲渡することを予定しているものであること。

イ　取組主体は、貸付けに際して、賃貸借期間、賃料、賃料支払の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結すること。

ウ　賃料額は、原則として「(取組主体負担（事業費一補助金）／当該機器の耐用年数）十年間管理費」により算出される額以内とすること。

（３）５の２の（１）のエの取組については、次の要件を満たすものとする。

ア　対象となる和牛受精卵は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種の受精卵とする。ただし、黒毛和種については、受精卵を生産するために交配する種雄牛は、別添１の基準を満たすものとする。また、受胚牛となる肥育用雌牛等は黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種及び交雑種（肉専用種と乳用種の交雑種、和牛間交雑種をいう。）とする。

イ　取組主体は、和牛遺伝資源の適正な流通管理を図る観点から、構成員である本事業の受益者のうち、和牛精液・受精卵を生産・流通・保管をする家畜人工授精所及び和牛精液・受精卵を利用する畜産経営者から別添２の点検シートの提出を受け、事業実施主体に提出するものとする。

ウ　事業実施主体者はイの点検シートを確認し、内容に課題等があり、それが解決されない場合は、当該受益者を補助対象から除外するものとする。

第７　取組主体の募集及び決定

１　取組主体の募集

肉用牛協議会は第５の２の（１）のア～エに取り組む取組主体を公募により募集するものとし、公募にあたっては国と緊密に連携するものとする。

なお、取組主体を公募する際の手続きについては、肉用牛協議会が別に定めるものとする。

２　事業取組主体の決定

取組主体の選定は、肉用牛協議会が設置する審査委員会による審査を経た上で決定するものとする。

なお、採択する事業取組主体の決定に係る審査基準及び審査方法等については、肉用牛協議会が別に定めるものとする。

第８　肉用牛協議会の補助対象経費等

１　肉用牛協議会は、予算の範囲内において、別表１～３に定める補助対象経費及び補助率により、取組主体が第６の１の（２）のイ及び第６の２の（１）

のア～エに規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

2　補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表１から別表３の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

3　補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。

（１）国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費

（２）事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

（３）その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第９　事業の実施手続等

1　補助金の交付申請（取組計画承認申請）

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、肉用牛協議会代表が別に定める期日までに別紙様式第１号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）補助金交付申請書を肉用牛協議会代表に提出し、承認を受けるものとする。

2　事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第２号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）補助金交付変更承認申請書を肉用牛協議会代表に提出し、その承認を受けるものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　事業取組主体における事業費の 30％を超える増減

ウ　補助金の交付決定額の増又は 30％を超える減

エ　取組主体又は技術実証主体の変更

3　補助金の概算払

肉用牛協議会代表は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、取組主体が、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第３号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）補助金概算払請求書を肉用牛協議会代表に提出するものとする。

４　状況報告

（１）取組主体は、この事業の交付決定に係る年度の１２月３１日現在において、別紙様式４号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月１０日までに肉用牛協議会代表に提出するものとする。ただし、第９の３の補助金概算払請求書の提出をこれに代えることができるものとする。

（２）（１）に定めるもののほか、協議会代表は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第１０　目標年度及び成果目標

交付等要綱第７の２の畜産局長が別に定めるこの事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は次のとおりとする。

１　目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

２　成果目標

肉用牛の繁殖性の向上、分娩事故率等に係る定量的な指標を設定するものとする。

３　取組主体の成果目標

取組主体は、それぞれの作成する取組計画において、農水省要領別紙７の第４の３により、取組主体における分娩間隔の１％以上の短縮又はこれを上回る成果目標を設定するものとする。

第１１　事業実績の報告

１　取組主体は、別紙様式第５号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の３月２０日のいずれか早い期日までに肉用牛協議会代表に提出するものとする。

２　肉用牛協議会は、事業が完了したときは、農水省要領別記様式第４号により、事業の実績報告書を作成し、基金管理団体を経由して畜産局長に報告するものとする。

第１２　事業成果の報告

１　取組主体は、自ら事業の評価を行い、成果目標である事業実施年度の翌年度の５月末までに別紙様式６号の事業成果報告書を作成し、肉用牛協議会に報告するものとする。

２　肉用牛協議会は、農水省要領別紙７の第７の２に基づき、１で報告された事業実施状況を取りまとめ、農水省要領別記様式第３号の事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の６月末までに畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第１３　事業の評価等

１　取組主体は、第１０の１の目標年度の翌年度の６月末までに別紙様式８号の事業効果評価書を作成し、肉用牛協議会に報告するものとする。

２　肉用牛協議会は、農水省要領別紙７の第８の１に基づき、第１０の１の目標年度の翌年度の７月末までに、農水省要領別記様式第５号により事業効果評価書を作成し、畜産局長及び基金管理団体の長に報告するものとする。

第１４　管理運営

１　管理運営

取組主体は、本事業により補助金を受けて整備した機器等を、常に　良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

２　管理委託

機器等の管理は、第６の２の（１）のイ、ウ事業を実施する場合は、取組主体が行うものとし、取組主体が機器等の管理運営を直接行い難い場合には、構成員に管理運営をさせることができるものとする。

３　指導監督

肉用牛協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な機器等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、肉用牛協議会は、関係書類の整備、機器等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

第１５　不正行為等に対する措置

１　肉用牛協議会は、事業取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、取組主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、肉用牛協議会は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係、発生原因及び講じられた措置等について、畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

２　肉用牛協議会は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めたときは、指名する職員に取組主体への調査を行わせることができるものとする。

第１６　他の施策等との関連

本事業の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

１　家畜共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

２　協議会及び取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握などにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

３　環境と調和のとれた農業生産活動

肉用牛協議会は、ＧＡＰ取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施　している場合を除いては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施状況報告書の報告期間中に 1 回以上、取組主体から、参加者が作成した点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第１７　消費税及び地方消費税の取扱い

１　補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、肉用牛協議会に対して第１０の１の（１）の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　事業実績等の報告時の取扱い

取組主体は、１のただし書により申請をした場合において、第１２の１に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、１のただし書により申請をした場合において、第１２の１に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第７号の畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに肉用牛協議会に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を肉用牛協議会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月１５日までに、同様式により肉用牛協議会代表に報告しなければならない。

第１８　事業の推進指導等

肉用牛協議会は、農林水産省の指導の下、都道府県、取組主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第１９　帳簿等の整備保管等

１　取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　肉用牛協議会代表は、この協議会要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附　則

この要領は、令和４年５月３０日から施行する。

なお、この通知による以前の肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領に基づく事業については、従前の例によるものとする。

別添１

和牛受精卵（交配種雄牛）に係る要件について

本事業の対象となる黒毛和種受精卵の交配種雄牛（父牛）については、次の１又は２の要件を満たすものとする。

１　育種価

交配種雄牛の産肉形質のうち、脂肪交雑の育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち１つ以上の育種価が、次の①から⑤までのいずれかにおいて上位２分の１以上であること。

①　当該交配種雄牛を登記又は登録した都道府県
②　当該交配種雄牛を飼養する都道府県等
③　受精卵を生産した都道府県
④　受精卵を利用する都道府県
⑤　その他、広域的な遺伝的能力評価に基づくもの

２　検定成績

（公社）全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定成績（間接法又は現場後代検定法）において、（公社）日本食肉格付協会が枝肉取引規格に基づいて実施した格付における肉質等級が５等級である割合が５割を越えていること。

別添２

和牛精液・受精卵の適正管理に関する点検シート

【点検シート】

① 各項目について、過去一年間の実行状況を確認の上、点検してください。

② 点検は、自己経営全体の状況について行ってください。

③ 点検は、事業者自ら行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付してください。

④ 該当がない項目や実行できない項目は、チェック欄に印は付さず、下欄にその理由や改善の予定などを記入してください。

⑤ 作成した点検シートは、次回点検まで保存してください。

		チェック欄
1	**家畜改良増殖法等の関連法の遵守** 家畜人工授精や受精卵移植に関する業務について、①精液や受精卵（精液等）を他者に販売するために保管している場合は家畜人工授精所の開設許可を得ていること、②家畜人工授精や受精卵移植の実施者は獣医師又は家畜人工授精師であることなど、家畜改良増殖法等の関連法を遵守すること。	
2	**正規に管理された精液や受精卵の利用の徹底** 使用する精液等は、家畜人工授精所で管理されたものであり、封入した容器（ストロー）の記載事項（採精年月日等）と添付される精液等の証明書（ラベル）の内容が一致するとともに、譲渡・経由等の必要事項が記入された適正なものであること。	
3	**家畜人工授精業務等の適正実施に向けた取組** 家畜人工授精や受精卵移植を実施した際は、取違等がないか確認するとともに、家畜人工授精師等が発行する授精証明書の内容がストローやラベルの内容と齟齬がないか確認すること。また、使用したストローやラベルは、家畜人工授精簿と速やかに照合できるように管理されていること。	
4	**和牛遺伝資源の譲渡契約の締結** 精液等の取引をする際には、不正利用等を禁止する契約をを締結するとともに、当該契約内容を遵守すること。	
5	**和牛遺伝資源に関する新たな知見、意識の向上** 家畜人工授精、受精卵移植等に関する新たな知見や和牛遺伝資源の保護に向けた意識の向上に資する情報の収集、知識の取得等に努めること。	
6	**国の調査等への協力** 国や都道府県、関係団体等が行う和牛遺伝資源の適正管理のための各種調査に協力するとともに、通知等を遵守すること。	

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など】

点検日：　　点検者：　　印

別表１

補助対象経費	補助率又は額
１　新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上	
（１）牛群管理情報を利活用するための体制整備 牛群管理情報を利活用するためのシステムの整備や実態調査等に必要な経費	定額
２　飼養管理技術の高度化	
（１）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援	定額
ア　畜産技術の実証・普及 地域の課題を解決できる技術を用いて行う畜産技術の実証・普及を行うために必要な経費	
イ　繁殖性の向上 血液検査や飼料の成分分析等による受胎率向上を図る取組や早期の妊娠診断等必要な機械及び装置等の導入による空胎期間の短縮等への取組に必要な経費	１／２以内
ウ　子牛の損耗低減対策 血液検査や飼料成分分析等による損耗率の低減を図る取組や簡易畜舎や哺乳ロボット等を導入し、病気の蔓延等を抑え、損耗率低減を図る取組に必要な経費	１／２以内
エ　肥育用雌牛等を用いた増頭対策 育用雌牛等に対して受精卵移植技術を利用し和子牛を生産するために必要な経費	１／２以内 移植する雌牛１頭当たり 70 千円を上限とする。 雌牛からの採卵１回当たり 17 千円を上限とする。
オ　事業推進 事業を推進するために必要な事業費、旅費等の経費	定額

別表２

補助対象経費（共通）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費　目	細　目	内　容	備　考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること
	薬品費	事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費	・薬品は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM 等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集･処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集･処理･分析に必要な人件費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集､各種調査､打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・取組主体に従事する者に対する謝金は認めない。
	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の５０％未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

１．賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

２．上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
（１）本事業で得られた機器や成果物を有償で配布した場合
（２）補助事業の有無にかかわらず取組主体及び委託先で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別表３
補助対象経費（取組主体）
　事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費　目	細　目	内　容	備　考
事業費	繁殖性向上機器整備費	事業を実施するために直接必要な繁殖性向上に資する機器等整備費用	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社又は２者のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	研修会等開催費	研修会等を開催するために必要な研修器具資材費、研修に使用する家畜の借り上げ経費	
	和子牛等育成施設整備費	和子牛等を哺育育成するために必要な器具及び機材の導入費用、既存施設を補改修するために必要な原材料費	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見導積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社又は２社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	損耗低減等機器整備費	子牛の損耗低減等のために必要な機械及び装置等の導入に必要な費用	・取得単価が 50 万円以上の機械及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社又は２者のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること
	受精卵導入費	肥育用雌牛等に移植するための和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費	
	採卵経費	肥育用雌牛等に移植するための採卵係る投薬費、採卵技術に係る経費	

１．上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
（１）本事業で得られた実証機器や成果物を有償で配布した場合

（２）補助事業の有無にかかわらず技術実証主体及び委託先で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙様式第１号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）
補助金交付申請書
（効率的な生産体系の確立に向けた技術支援取組計画承認申請）

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

令和〇〇年度において畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領第９の１の規定に基づき補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
　別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分
　別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画」のとおり

４　事業実施期間
（１）事業着手年月日　　年　月　日
（２）事業完了予定年月日　　年　月　日

５　添付書類
（１）取組主体等の規約
（２）最近時点の業務報告書及び業務計画書（ある場合）
（３）畜産クラスター計画
（４）その他：事業計画の説明に必要な資料

別紙様式第１号の別紙

「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性向上対策事業）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画（又は実績）」

１　総括表　（単位：円）

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	取組主体	
２　飼養管理技術の高度化 （１）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組 ア　畜産技術の実証・普及 イ　繁殖性の向上 ウ　子牛の損耗低減対策 エ　肥育用雌牛等を用いた増頭対策				
合計				

２　事業の目的

３　成果目標（事業実施後の効果）

成果目標の内容	成果目標値	
	直近(令和　年度末)	効果(令和　年度末)
評価年度並びに成果の検証方法（直近値及び効果設定値の算出方法等）		

（注）本欄には、取組主体自らが行う評価の内容等を記載すること。
なお、成果目標値の評価は、事業実施年度の翌年度として設定するものとする。

４　事業の内容

飼養管理技術の高度化

（１）　効率的な生産体系の確立に向けた技術支援の取組計画（又は実績）

ア　畜産技術の実証・普及

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

（注）個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

指導を担当する畜産技術者の経歴等

①技術者の性別、年齢	
②技術者の地域における活動の実績 ③（技術者の表彰歴・所有資格等）	

イ　繁殖性の向上

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

（注）個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

ウ　子牛の損耗低減対策

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

（注）個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

エ　肥育用雌牛等を用いた増頭対策

取組内容	対象者	員数	積算根拠	備考

（注）個別農家を対象とした指導と集団を対象とした指導を区分して記載するものとし、最下行には合計を記載すること。

５　受益を受ける経営体

市町村名	受益を受ける経営体（氏名又は法人名）	品種	繁殖用雌牛飼養頭数	経営形態	備考

６　事業の推進実施体制図

（注）実施体制を畜産クラスター計画における本事業の取組主体や血液検査等を行う関係者の位置づけを模式図等により明確に記載すること。

７　その他の添付資料

（１）関係市町村、関係機関、受益を受ける経営体及び取組主体の位置図

（２）４の２の（１）のイ、ウで整備を予定している（又は整備した）機器のカタログ、パフレット及び貸付契約書類のひな形等。なお、実績報告書にあっては、貸付契約書又は同様の書類の写し

（３）４の２の（１）エの取組にあっては、別添２の点検シート

（４）実績報告書にあっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき参加者が作成した点検シート

（５）その他、事業計画（又は実績）の説明に必要な資料

別紙様式第２号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
　代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

　令和〇年　月　日付け　　第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領第９の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由

２　事業の内容
別紙「畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）効率的な生産体系の確立に向けた技術支援取組計画」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）２及び３については、別紙様式第１号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（　）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第３号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業のうち効率的な生産体系の確立に向けた技術支援）補助金概算払請求書

番　　号

年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会

代表　　殿

住　所

団体名

代表者名　　印

令和〇年　月　日付け　　第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業事業）について、下記のとおり金　　円を概算払により交付されたく、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領第９の３の規定に基づき申請します。

記

１　概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況（　年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	年月日迄予定出来高(④+⑤)/②	残額②－④－⑤
	事業費①	補助金②	事業費③	補助金	事業費出来高③／①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
合計									

（注）それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等

金融機関名・支店名

預金種目・口座番号

口座名義

別紙様式第４号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業
（繁殖性等向上対策事業のうち効率的な生産体系の確立に向けた技術支援）
事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

令和　年　月　日付け　第　　号をもって補助金の交付決定通知のあった、畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業のうち効率的な生産体系の確立に向けた技術支援）について、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領第９の４の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区　　分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		第３・四半期までに完了したもの		第４・四半期以後に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）１　「区分」の欄には、別紙様式１の別紙の区分の欄に掲げる経費ごとに記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別紙様式第５号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業のうち効率的な生産体系の確立に向けた技術支援）実績報告書

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

令和〇〇年　月　日付け　　第　　号で補助金交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領第１１の１の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額　　円を支払われたく請求します。

記

１　精算額

区　　分	事業費	補助金	左の内訳		備考
			既受領額	精算額	
畜産・酪農生産力強化対策事業 （繁殖性等向上対策事業） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	円 （　　）	円 （　　）	円	円	
計	（　　）	（　　）			

（注）上段に計画を（　）書きで記載すること。

＜振込先＞

金融機関名・支店名
預金種目・口座番号
口座名義

２　畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業のうち〇〇〇〇〇〇）実績報告書

（注）別紙様式第１号に準じて作成すること。
なお、実績の上段に計画を（　）書きで記載し、計画と実績が比較対比できるようにすること。

３　添付書類

（注）支出経費が明らかになる証拠書類を添付すること。

別紙様式６号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業成果報告書
（繁殖性等向上対策事業のうち率的な生産体系の確立に向けた技術支援）

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

下記のとおり、畜産・酪農生産力強化総合対策基金事業等実施要領（平成 28 年 1 月 20 月付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知）別紙７の第７の１の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

（注）取組計画書（別紙様式１号の別紙）の様式に準じ、計画と実績が比較できるように２段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

別紙様式第７号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業のうち効率的な生産体系の確立に向けた技術支援）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
　代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

　令和〇〇年　月　日付け　第　　号で交付決定通知のあった畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策事業）補助金について、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領第１７の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の補助金の額の確定額（　年　月　日付け　第　　号による補助金額の確定通知額）

金　　円

２　補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・公募団体等が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

（　　）

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

（　　）

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
　なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・公募団体等が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式８号

令和〇〇年度畜産・酪農生産力強化対策事業効果評価書
（繁殖性等向上対策事業のうち率的な生産体系の確立に向けた技術支援）

番　　号
年　月　日

肉用牛改良情報活用協議会
代表　　殿

住　所
団体名
代表者名　　印

下記のとおり、肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策事業）実施要領の第１３の１の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の成果
別添「事業の成果状況」のとおり

別紙様式８号の別添

【事業の成果状況】

１　基本情報　（単位：円）

都道府県名	市町村名	取組主体	事業費	補助金	備考

２　成果の概要

成果目標の具体的な内容	成果目標	
	計画策定時 （　　年末）	成果実績 （　　年末）
成果の検証方法（直近値及び成果の算出方法）		

（注）取組計画から転記すること。

3　現状及び成果

効果	現状及び成果実績		備考
	計画策定時 (　　年末)	目標年度 (　　年末)	

4　成果の変動要因の考察及び今後の対応方針

（1）変動要因の考察

（2）今後の対応方針

5　その他

（注）特記すべき事項があれば記載すること。

6　添付資料（任意）